

三商レポート

第七十二話 「遺留分放棄の同意」

相続プラザ花小金井（株）三商 内藤 雄

小平市花小金井南町 1-14-24 電話 042-467-2103

メール sansyo@trust.ocn.ne.jp <http://www.souzokusoudan.net>

親心としては、子供達に平等に財産を残したいと思います。でも、それぞれの家には事情があります。「代々続く家を長男に守ってもらいたい」「家業を次男に継がせたい」「遺された妻の面倒を長女に看てもらいたい」など。そのため、特定の子に多くの財産を相続させる必要もあります。しかし、子には法律が最低限保証している「遺留分」があります。そのため、親としては相続の時にもめないか心配になります。このような時、「3点セット」による生前対策が有効です(第四十話「3点セット」)。

- ①他の子に生前贈与する(相続時精算課税制度の利用)。
- ②贈与を受けた子に遺留分の放棄をしてもらう。
- ③親が公正証書遺言を作成する。

理屈の上では簡単ですが、その実行にはいくつかの困難があります。

最近、父親からの相談を受け、この手法を続けて使う機会がありました。使ってみて気づいたことがあります。

- ① とてもいい手法である(相続の際、法的にもめることない。親は安心できる。子もうれしい。)
- ② 親の存在・親のひと言が効く(親が元気であるからこそできる手法である)
- ③ 生前贈与は、人をハッピーにする。
- ④ ただし、遺留分放棄に同意はしたものの、わだかまりが残ることもある。

この手法の実行には、①まとまった贈与資金をどう工面するか ②はたして家庭裁判所が放棄の許可をするか、という問題もあります。しかし、最大のヤマ場は、子に遺留分放棄の提案をして同意してもらう時です。父親に代わって提案します。父親の願いを伝えます。遺留分と遺留分放棄の意味、相続放棄との違いなどを説明します。その際、「親の生存中は、親の財産に対して子は何の

権利もありません」と伝えます。子の受け止め方は、それぞれ違います。直ちに理解し同意をする人もいます。しかし、子は親が死んだら相続人として相続する権利があることを知っています。どれくらいもらえるか、ひそかに期待もしています。そこで、

「何で？ どうして放棄しなきゃいけないの！」

「相続の時に平等に分ければいいじゃない」

「その金額はどうやって決めたの？」

「遺留分の放棄をしたら、相続の時に何ももらえなくなるんでしょ？」

「よく考えさせて」など、“抵抗”する人もいます。

子に異論があったり、意見が割れたりしたときは、家族全員を集め「家族会議」を開いてもらいます。その席で父親からキツパリと行っていただきます。

「こうしたい。ワシの願いだ。聞いてくれ。」父親のこのひと言が効きます。

父親から直接言われたら、イヤとは言えません。子供同士で話し合うこともあります。そして、いつかわからない相続の時でなく、今すぐ贈与でもらえることが「ありがたい」と気づきます。住宅ローンや教育費にお金を必要とする世代にとっては「助かる」「うれしい」ことです。ただし、本心から納得できない人にとっては、押さえつけられたようで不満とわだかまりが残ります。

全員の同意が得られたら、早い時期に日時を決めて再び全員に集まってもらいます。「生前贈与セレモニー」の開幕です。父親から、遺留分の放棄をする子に1人ずつ現金または小切手を手渡していただきます。子たちからは、「ありがとうございます」と、自然にお礼の言葉が出てきます。

このセレモニーには、必ず税理士さんと弁護士さんに同席してもらいます。その場で、委任状と相続時精算課税制度選択の書類や遺留分放棄の申立書類に署名と捺印をしてもらいます。その後の手続は、先生方にお任せします。さらに、渡したい人に多く相続させる内容の遺言公正証書を作成します。遺言には、父親の願いと子への感謝の言葉を付言します。

この「3点セット」により、生前に相続問題を済ませておくことができます。一種の家督相続です。セレモニーを通じて、子たちの気持ちの整理もつきます。多くをもらうことになる子の自覚も増します。何より、子は父親が活着しているうちに感謝の気持ちを父親に伝えることができます。父親も、子の喜ぶ顔を見ることができず。母親も、相続争いに巻き込まれる心配がなくなるので安心です。

家族の皆がハッピーになります。

(2010年6月3日)

～いつも「三商レポート」をお読みいただきありがとうございます。～